

## 特別養護老人ホーム桜の園重要事項(短期)

令和6年8月1日

運営法人	社会福祉法人秩父正峰会	施設名	特別養護老人ホーム桜の園
代表者	理事長 吉田 廣文	管理者	施設長 栗島 茂夫
所在地	秩父市和泉町16番地	所在地	秩父市和泉町18番地
電話番号	0494-26-5455	電話番号	0494-26-7650

定員	短期入所12名（従来型個室12室）
運営の理念	やさしさ・おもいやり・あたたかさ
主な提供サービス	・食事 ・入浴 ・排泄援助 ・健康管理 ・レク、機能訓練など
主な職員配置 (※介護、看護職員の職員数は常勤換算数です)	施設長1名、事務職2名、生活相談員(兼)1名、介護支援専門員(兼)1名 介護員25.9名(内非常勤2.9)、看護員4.0名(内非常勤2.0)、管理栄養士1名、栄養士1名、調理員6名(内非常勤1) 医師1名(非常勤)、機能訓練指導員1名(非常勤)
嘱託契約医師 協力医療機関	本間医院 本間 信先生 75-0020（週一回の回診） *長期利用者 秩父病院 22-3022 吉田歯科クリニック荒川診療所 54-1700

### ①施設利用料金(一日当たり) 個室

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
費用額(10割) 1単位10円	451単位 ×10=4510	561単位 ×10=5610	603単位 ×10=6030	672単位 ×10=6720	745単位 ×10=7450	815単位 ×10=8150	884単位 ×10=8840
1割負担	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
2割負担	902円	1,122円	1,206円	1,344円	1,490円	1,630円	1,768円
3割負担	1,353円	1,683円	1,809円	2,016円	2,235円	2,445円	2,652円

※ 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は、3割になります。

②食費	*1日当たり 1,445円
③居住費	*1日当たり 1,231円
④日常生活費等	・レクリエーション参加費。 ・生活用品の購入に要する費用で、利用者負担して頂く事が適当である費用の負担。
⑤理美容	1回1,000円 *利用中にご希望の場合

※ 所得に応じて②食費③居住費の負担限度額が設けられ、負担が減額されます。

### ○施設の苦情窓口

当施設の苦情受付担当者	生活相談員 上原 真	電話 0494-26-7650
第三者委員	吉田 進	電話 090-1405-3667
第三者委員	遠藤 直哉	電話 03-3500-5330 (代)

### ○行政機関その他の苦情相談窓口

秩父市役所 高齢者介護課	電話 0494-25-5205
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	電話 048-824-2568

○送迎範囲・・・送迎の実施地域は、秩父市、小鹿野町、横瀬町、皆野町、長瀬町の区域です。

○安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

○身体拘束ゼロを目指しております。

当施設では、穏やかで自由に伸び伸び暮らせるよう日々努めております。原則として身体拘束は致しません。「緊急時、やむをえない身体拘束に関しては、ケース会議での議事内容等ご利用者及びご家族様に説明し、必要とする事由に同意を得て経過観察、記録、見直しに努めております。

○秘密保持・・・事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密(要配慮個人情報を含む)を正当な理由もなく第三者に漏らしません。  
この守秘義務は契約終了後も同様です。